

## Client Alert

23 December 2022

本アラートに関する  
お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



太田 秀夫  
シニア・カウンセラー  
+81 3 6271 9735  
[hideo.ohata@bakermckenzie.com](mailto:hideo.ohata@bakermckenzie.com)

## COP27におけるパリ協定第6条の決定内容と カーボンクレジット取引への影響と課題

### 1. はじめに

11月6日から11月20日まで、エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて、国連気候変動枠組条約第27回会議（COP27）、京都議定書第17回締約国会合（CMP17）、パリ協定第4回締約国会合（CMA4）が開催された。COP26の「グラスゴー気候合意」<sup>1</sup>を受けて、COP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」<sup>2</sup>（「実施計画」）が採択された。実施計画においては、COP26の内容を踏襲し、気温上昇を1.5°Cに制限する努力を継続することを再度決意表明するとともに、2019年比で2030年までに世界全体の二酸化炭素排出量を43%削減する必要があることを再確認した。また、2030年までの緩和の野心と実施を緊急に向上させるための緩和作業計画が策定され、2026年まで毎年締約国会議で作業計画の進捗状況を確認することが決定された。「損失及び損害」については、技術支援を促進する「サンティアゴ・ネットワーク」の組織上の取組等の決定を歓迎した。さらに、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国への損失及び損害の支援の一環として基金の設置が決定され、資金面での措置につきCOP28に向けて継続的に議論がなされることになった。

また、COP26において第6条2項及び4項についてそれぞれガイダンス及びメカニズムに関するルール及び実施指針の大枠が合意されていたが、COP27では、その実施指針につきさらに運用細則をはじめ今後の作業計画が決定された。本稿では、その決定内容の概要及びカーボンクレジット取引（「取引」）への影響と課題を取り上げる。

### 2. 第6条2項における決定の概要

1. COP26においては、パリ協定第6条2項につき協力的アプローチに係るガイダンス<sup>3</sup>及び附属書（「6.2ガイダンス」）<sup>4</sup>が決定された。これを受けて、COP27（CMA4）では、6.2ガイダンスの運用細則などを含むパリ協定第6条2項の協力的アプローチに関する事項の決定（「6.2決定」）<sup>5</sup>及びその附属書IからVII（「6.2附属書」）<sup>6</sup>を決定した。
2. 6.2附属書では、参加締約国は、6条2項の協力的アプローチに関する登録簿につき、以下の義務を負うことが確認された。

<sup>1</sup> COP26について、<https://www.env.go.jp/content/000049875.pdf> またCMA3について、<https://www.env.go.jp/content/000049876.pdf>

<sup>2</sup> COP27について、

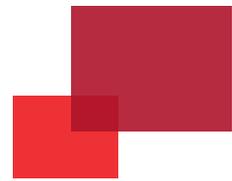
[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop27\\_auv\\_2\\_cover%20decision.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop27_auv_2_cover%20decision.pdf)、またCMA4について、[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4\\_auv\\_2\\_cover\\_decision.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_2_cover_decision.pdf)

<sup>3</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3\\_auv\\_12a\\_PA\\_6.2.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_12a_PA_6.2.pdf)

<sup>4</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3\\_auv\\_12a\\_PA\\_6.2.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_12a_PA_6.2.pdf)

<sup>5</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4\\_auv\\_cma13\\_PA6.2.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_cma13_PA6.2.pdf)

<sup>6</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4\\_auv\\_cma13\\_PA6.2.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_cma13_PA6.2.pdf)



- (1) 参加締約国は、パリ協定第 6 条 2 項に基づき国際的に移転される緩和の成果（「ITMOs」）を追跡可能にするために、ITMOs を固有の識別子をもって登録簿に記録すること。なお、ITMOs に付される固有の識別子には、例えば協力的アプローチであるとの識別、シリアルナンバー等の項目を最低限含めること<sup>7</sup>。
- (2) 参加締約国は、ITMOs の承認、初回及びその後の移転、取得、自国の温室効果ガス削減目標（「NDC」）達成への使用、その他の国際的緩和目的（「OMIMP」）に向けての使用、任意的取消などの情報及びデータが登録簿に記録されることを保証すること<sup>8</sup>。
- (3) 参加締約国は、登録簿の実装にあたって、ITMOs の追跡及び記録を完全なものとし、合意された電子フォーマットに整合した報告を行うこと<sup>9</sup>。

### 3. 事務局の義務については、以下のとおり決定された。

- (1) 登録簿を保有しない参加締約国のために 2024 年までに国際登録簿を構築、運用すること<sup>10</sup>。その国際登録簿が運用されるまで暫定措置を提供すること。
  - (2) 参加締約国が提出する情報を記録するために、中央計算・記録プラットフォーム（「CARP」）を構築したうえで、CARP のテストバージョンを 2024 年 6 月までに、また CARP の最終バージョンを 2025 年 6 月までに、それぞれ構築すること<sup>11</sup>。
  - (3) 前項の構築がなされるまで、CARP の暫定的措置を 2023 年 1 月までに提供すること<sup>12</sup>。
4. その他の重要な決定事項としては、6.2 ガイダンス V 章において、6 条技術専門家は、締約国が提出する情報の整合性について審査するものとされていたところ、これを受けて、6.2 附属書 II において、その審査のガイドライン（「審査ガイドライン」）が定められた<sup>13</sup>。審査ガイドラインでは、審査において、参加締約国が提出する初期報告・隔年透明性報告における情報、協調的アプローチの整合性を審査することを明記している。

また、当該審査において、参加締約国は、根拠を示したうえで、6 条技術専門家審査に提供される情報を審査中において秘密とすることができる。その場合には技術専門家及び事務局は、当該情報を中央計算報告プラットフォームにおいて公開しないことになる<sup>14</sup>。

### 3. 第 6 条 2 項における今後の作業計画

---

<sup>7</sup> 6.2 附属書 I.A 第 5 項

<sup>8</sup> 6.2 附属書 I.A 第 7 項

<sup>9</sup> 6.2 附属書 I.A 第 8 項

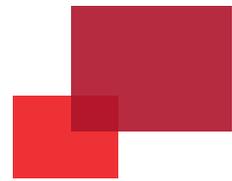
<sup>10</sup> 6.2 決定第 33 項

<sup>11</sup> 6.2 決定第 25 項

<sup>12</sup> 6.2 決定第 28 項

<sup>13</sup> 審査の範囲(6.2 附属書 II 第 II 章)、審査対象情報(6.2 附属書 II 第 III 章)、審査タイミング及び順序(6.2 附属書 II 第 IV 章)、審査フォーマット(6.2 附属書 II 第 V 章)、審査手続(6.2 附属書 II 第 VI 章)などにつき詳細に規定する。

<sup>14</sup> 6.2 附属書 II 第 VII 章



1. COP27においては、第6条2項協力的アプローチのためのインフラ構築について、合意に至らなかったもの、さらに技術的に詰めなければならない結果に終わったものが多い。例えば、6.2 附属書 VII に規定する電子フォーマット、データベース、CARP、国際登録簿などについて、事務局やSBSTA などにおいてさらに作業が必要となる。
2. 事務局の今後の作業のスケジュールとして以下のものがあげられる。
  - (1) SBSTA の第 58 回会合（2023 年 6 月）の遅くとも 1 か月前に、6.2 附属書 VII の 6 条 2 項データベースの電子フォーマットのドラフトバージョンについてのワークショップを設ける<sup>15</sup>。
  - (2) 6 条技術専門家審査及び報告に携わる技術専門家のトレーニングプログラムを実施する<sup>16</sup>。
  - (3) 2023 年 4 月 30 日までに、参加締約国による初期報告に関し、初期報告をおこなうにあたっての潜在的な障害について参加者の見解の共有を可能にする目的でワークショップを設ける<sup>17</sup>。
  - (4) 初期報告、更新初期報告、及び隔年透明性報告（定期報告）に関するマニュアルを開発し定期的に更新する<sup>18</sup>。
  - (5) CARP 及び報告プラットフォームの開発を優先事項として実施する<sup>19</sup>。
3. さらに、SBSTA の作業計画は以下の通りである。
  - (1) COP28 において採択するため、6.2 附属書 VII の電子フォーマットを最終化するために電子フォーマットのドラフトバージョンにつき作業を継続する<sup>20</sup>。
  - (2) NDC の単年目標及び複数年目標における相当調整の方法及び ITMOs に排出回避（emission avoidance）を含めるかについてのガイダンスを COP29（CMA6）において検討するための草案の作成を継続する<sup>21</sup>。

#### 4. 第 6 条 2 項の取引上の課題

1. ITMOs の購入取引においては、デューデリジェンス（DD）の一環として登録簿を確認する必要がある。しかし、6.2 附属書 II の審査ガイドラインに従い提供される「報告」において技術専門家審査に提供される情報データにつき、参加締約国は、審査中において秘密とする旨の指定を行うことができることとされたため（6.2 附属書 II 第 VII 章第 22 項）、この場合は、CARP において、公開されないことになる。この結果、ITMOs 取引に関する売却側から提供される情報の透明性、完全性を欠くことになり、DD を実施するにおいて支障となる可能性がある。今後 SBSTA は、守秘義務の審査体制をさらに検討するとされているが<sup>22</sup>、ITMOs の取引においては、当分の間、注意深い表明保証などの条項を入れた取引契約によりリスクに対して対処せざるを得ない。

<sup>15</sup> 6.2 決定第 3 項

<sup>16</sup> 6.2 決定第 9 項、第 10 項、第 11 項

<sup>17</sup> 6.2 項決定第 18 項

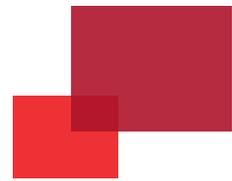
<sup>18</sup> 6.2 決定第 22 項

<sup>19</sup> 6.2 決定第 25 項及び第 26 項

<sup>20</sup> 6.2 決定第 4 項

<sup>21</sup> 6.2 決定第 16 項(b)

<sup>22</sup> 6.2 決定第 15 項及び第 16 項



2. 6.2 ガイダンス第 1 項(2)によれば、「初回移転」とは、締約国が承認した、NDC への達成に向けた使用又はその他の国際的な緩和目的のための使用とされている。この承認は、ITMOs の取引にあたっては、売却側ホスト国が行うために、承認がどの段階において得られるかは不安定であり、取引実行におけるリスクとなる。売却側ホスト国の承認のタイミング、承認の範囲の変更（例えば ITMOs の数量等）があった場合、売却側ホスト国が自己の都合で取引契約後に承認を取消した場合等の取扱いについて具体的手続とその効果が明確にされていない。これらのリスクに対応するためにも、承認のプロセスなどを明確にする必要があると考えられ<sup>23</sup>、今後、承認の更なる細則などが検討されより明確な手続が規定されることが期待される。
3. ITMOs の発生源として、排出回避（emission avoidance）プロジェクトを含めるか否かについて、合意に至らず、SBSTA がさらに検討を継続することとなった<sup>24</sup>。排出回避プロジェクトには、バイオマスやブルーカーボン、さらには植林や再生林などを利用した広い範囲にわたる CO2 排出削減技術が含まれ、またネガティブエミッションの一部といえる場合もある。これらを、今後の取引対象として ITMOs（及び/又は第 6 条 4 項 ER）の発生源に含めるか否かは、カーボンクレジット市場に大きな影響を与えると考えられる。

## 5. 第 6 条 4 項における決定の概要

COP26 においてパリ協定第 6 条第 4 項のメカニズムのルール、様式及び手続（「RMP」）<sup>25</sup>が合意されたが、COP27（CMA4）においては、さらに、RMP に基づき、メカニズムのガイダンス（「6.4 ガイダンス」）及び附属書（「6.4 附属書」）I 及び II を決定した<sup>26</sup>。その中でもとりわけ重要な決定内容について、下記に取り上げる。

1. COP27（CMA4）では、下記各点について 6.4 附属書 I において詳細に決定された<sup>27</sup>
  - ① CDM 移行実施のプロセス
  - ② 認証排出削減（「CER」）の NDC への使用実施のプロセス
  - ③ ホスト締約国の排出削減発行報告
  - ④ メカニズム登録簿運用
  - ⑤ 適応及び管理費用のための収益分配（「SOP」）の徴収実施のプロセス
  - ⑥ 世界全体の排出における総合的な緩和（「OMGE」）に必要なプロセス
2. 6.4 附属書 I 第 IV.A は、メカニズム登録簿の様式及び運用について規定する。メカニズム登録簿は、事務局により維持され管理され、第 6 条 4 項のもとでの①RMP 第 I 章(b)の排出削減（「6.4ER」）及び②RMP 第 75 項に従いメカニズム登録簿に移行した CER を追跡可能にする標準的電子データベース、また、6.2 決定及び 6.2 附属書における登録簿とも整合す

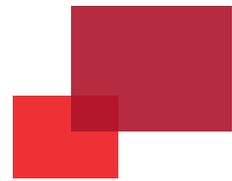
<sup>23</sup> 6.2 決定第 15 項及び第 17 項

<sup>24</sup> 6.2 決定第 16 項

<sup>25</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3\\_auv\\_12b\\_PA\\_6.4.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_12b_PA_6.4.pdf)

<sup>26</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4\\_auv\\_14\\_PA6.4.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_14_PA6.4.pdf)

<sup>27</sup> CMA3 第 6 条 4 項メカニズムのための RMP 決定第 7 項



るものでなければならない、とされた。6.2 決定及び 6.2 附属書における登録簿と同様に、メカニズム登録簿の場合にも、6.4ER 又は CER を透明性、整合性をもった制度で追跡できることが重要である。

3. (1) メカニズム登録簿は、6.4ER（「A6.4ER」）を追跡するものとし、A6.4ER はさらに次の 2 種類に分類される<sup>28</sup>。
  - ①承認された A6.4ER（「承認 6.4ER」）：RMP 第 42 項に従い、NDC 達成目的の使用のため、及び／又は「その他の国際的な緩和目的」（のために使用される。
  - ②承認のない A6.4ER（「無承認 ER」）：NDC 達成目的のため、及び／又はその他の国際的な緩和目的のために使用されるものではなく、業績測定気候ファイナンス、国内排出削減プライシング（価格付け）スキーム、炭素価格ベースの国内手法のために、ホスト締約国の排出レベルの削減に貢献する目的で使用される。
- (2) 前記①の承認 6.4ER の「その他の国際的な緩和目的」の例としては、国際民間航空のためのカーボン・オフセットおよび削減スキーム（CORSIA）があげられる。これに対して、②の無承認 6.4ER は、「ホスト締約国の排出レベルの削減の貢献」するものとされ、活用例の例示（業績測定気候ファイナンス、国内排出削減プライシング（価格付け）スキーム、炭素価格ベースの国内手法）が掲げられてはいるが、それに加えてホスト国内の使用に限定されている。さらに、そもそもパリ協定はボランタリーカーボン取引をその射程としていないため、国内外のボランタリーカーボン取引市場での使用については明らかでない<sup>29</sup>。
- (3) SOP5%及び OMGE 最低 2%相当分は、すべての A6.4ER に対して、その発行の時点で適用になる<sup>30</sup>。なお、相当調整は、承認 6.4ER にのみ適用となり、無承認 ER には適用にはならない<sup>31</sup>。
4. メカニズム登録簿管理者は、6.4 条監督機関<sup>32</sup>の要請指示に従い、すべての承認及び無承認 6.4ER を保留口座に発行する<sup>33</sup>。
5. メカニズム登録簿管理者は、保留口座に発行された承認 6.4ER 及び無承認 ER から、直ちにその 5%を適応基金が保有する適応口座に移転する<sup>34</sup>。
6. また、メカニズム登録簿管理者は、承認 6.4ER 及び無承認 6.4ER の保留口座から最低 2%を取消し、直ちに OMGE の排出強制取消口座に移転する<sup>35</sup>。

<sup>28</sup> 6.4 附属書第 IV 章第 29 項

<sup>29</sup> 第 29 項(b)の"may be used, inter alia, for results-based climate finance, domestic mitigation pricing schemes, or domestic price-based measures, for the purpose of contributing to the reduction of emission levels"(特に、業績測定気候ファイナンス、国内排出削減プライシング(価格付け)スキーム、炭素価格ベースの国内手法のために用いることができる)との記載からすると、無承認 ER をクレジット取引に活用することを一義的には想定していないように思われる。

<sup>30</sup> 6.4 附属書 I 第 V 章

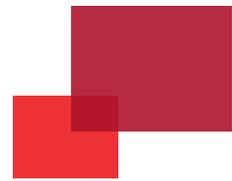
<sup>31</sup> RMP 第 44 項及び第 72 項

<sup>32</sup> 6 条 4 項の監督機関については、RMP において概要は決定されており、すでに 2022 年 7 月に第 1 回会合が開催されたが、監督機関の行動規範、利益相反、会議要領や決議要件などの詳細なルールが、6.4 附属書 II において定められた。

<sup>33</sup> 6.4 附属書 I 第 IV.B 第 37 項

<sup>34</sup> 6.4 附属書 I 第 39 項

<sup>35</sup> 6.4 附属書 I 第 40 項



## 6. CDM について決定の概要

京都議定書 6 条 4 項の CDM プロジェクトの移行及び CER の NDC に向けた使用については、COP27(CMA4)では、6.4 決定及び 6.4 附属書 I 第 1 章及び 2 章において、以下のとおり、確認・決定された。

1. 監督機関は、CDM 移行作業を迅速に行い、①2023 年 6 月までに申請フォームを含め移行申請のための手続を創設・運用し、②CMA5 締約国会合において、移行プロセスの創設及び運用並びに報告を行うとした<sup>36</sup>。
2. 6.4 附属書 I においては、
  - (1) クレジット期間：①6.4 メカニズム登録簿に移行した登録 CDM プロジェクトの移行開始時期は、2021 年 1 月 1 日とみなされること<sup>37</sup>、②クレジット期間の更新残期間は、移行によって変更しないこと<sup>38</sup>。
  - (2) 活動設計：移行される活動に適用される方法論は、ホスト国が指定した方法論の要件に合致しなければならないこと<sup>39</sup>
  - (3) 移行プロセス：CDM プロジェクト参加者は、CDM ホスト締約国の 6.4 メカニズム事務局及び指定された政府機関に対し 2023 年 12 月 31 日までに、CDM 活動を移行する旨の申請をすること<sup>40</sup>。CDM 当局は、移行を承認する場合、監督機関が指定する手続に従い監督機関に対して遅くとも 2025 年 12 月 31 日までに、移行承認書を提出すること<sup>41</sup>。
  - (4) SOP 及び相当調整：CDM 登録簿から移行された CDM プロジェクトから発行される CER については、SOP の対象となり<sup>42</sup>、また、相当調整が適用となること<sup>43</sup>。
3. CDM 登録簿の CER の移行及び NDC の使用については、それぞれより詳細に規定されており<sup>44</sup>、具体的な移行手続きは以下のとおりである。
  - (1) 2013 年 1 月 1 日以降に登録されたプロジェクトから発行された CER（「適格 CER」）<sup>45</sup>を、当該適格 CER 保有の締約国がメカニズム登録簿への移行をする場合、CDM 登録簿管理者からメカニズム登録簿管理者に連絡され、メカニズム登録簿に移転される<sup>46</sup>。
  - (2) メカニズム登録簿管理者は、CDM 登録簿から受領した移行データをチェックし受取口座に移行された適格 CER を登録する。
  - (3) メカニズム登録簿には、受領した適格 CER に対し固有識別子が振り当てられ、2021 年以前の CER として追跡・表示・登録される<sup>47</sup>。これらの既に発行された（CDM 登録簿からメカニズム登録簿に移管される CER については、当該ホスト国は相当調整の必要はない<sup>48</sup>。
  - (4)

<sup>36</sup> 6.4 決定第 23 項

<sup>37</sup> 6.4 附属書 I 第 1 章 A

<sup>38</sup> 6.4 附属書 I 第 1 章 A

<sup>39</sup> RMP 第 27 項(a)、RMP 第 73 項。なお、RMP 第 73 項(d)によれば、2026 年 1 月 1 日からは、RMP V 章.B に従った承認済み方法論を適用することになる(6.4 附属書 I 第 1 章 B)

<sup>40</sup> RMP 第 73 項

<sup>41</sup> 6.4 附属書 I 第 1 章 C

<sup>42</sup> 6.4 附属書 I 第 47 章

<sup>43</sup> RMP 第 73 項(c)

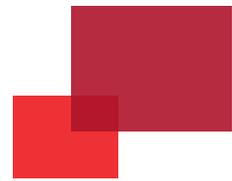
<sup>44</sup> RMP 第 75 項において、CDM において発行された CER を NDC 達成に向けて使用するための要件について規定する。

<sup>45</sup> 前掲注 44 の、要件を充足する CER。

<sup>46</sup> 6.4 附属書 I 第 II 章第 18 項

<sup>47</sup> 6.4 附属書 I 第 II 章 A 第 19 項

<sup>48</sup> RMP 第 75 項(d)



## 7. 第6条4項の今後の作業計画

1. 今後事務局に作業をゆだねられたものとしては、SBTAの第58回及び第59回会合の間に、排出回避プロジェクトを6.4ERの対象とするか<sup>49</sup>、メカニズム登録簿と国際登録簿の接続、「承認」手続に関する詳細について、技術専門家の対話を組織することが要請されている<sup>50</sup>。
2. 一方、SBSTAは、ホスト締約国が国家的メカニズムの取組みを可能にするための検討を継続して進め、その一環として、前述の残された課題である、①排出回避及び自然環境保全向上活動(conservation enhancement)を6.4ERに含めることができるか<sup>51</sup>、②メカニズム登録簿と国際登録簿との接続<sup>52</sup>、③ホスト国が監督機関に6.4ERの承認申請をするタイミング、承認申請の関連情報、承認申請のその後の変更を含めた承認申請の規定<sup>53</sup>、についてCMA5会合で採択されるべき推奨事項を継続して検討することが求められている。

## 8. 第6条4項の取引上の課題

1. 前記のとおり、6.4ガイダンス及び6.4附属書において、メカニズム登録簿において追跡されるものとして、承認6.4ERと無承認ERの2種類の6.4ERが規定された。無承認ERの活用例については、決定のなかで例示としていくつか挙げられているものの、実際にどのように活用できるかその方法論は不明である。さらに、取引対象とすることは一義的には想定されていないようにも考えられ、取引対象とする場合のリスク(例えば、無承認ERでは相当調整が行われず承認のプロセスがない。よって、承認ERにおける追加性や方法論充足などの厳格な要件が満たされたかの判定が困難である)をどのように評価すべきか明確でない。
2. 上述の通り、承認ER発行のプロセスは、まずホスト締約国が承認にかかる申請書を監督機関に提出し、これに基づいて監督機関の指示に従いメカニズム登録簿管理者が発行手続を行うことになる。従って、6条4項の承認ERの取引において、承認手続の進行のコントロールは売主側のホスト国にあり、買主側には承認に関与する権限はない。この場合の問題として、ホスト締約国が、その承認申請を後に取消したり、あるいは元々の承認対象であったERの範囲を後に変更した場合の手続や効果について、いまだ規定がないという点がある。これは、6条2項における課題と同様の問題であり、今後、6条4項に関しても、この承認手続の整備、承認変更や取消の手続と効果等を明確にすることが求められる。
3. 6条2項の課題でもあったが、6条4項においても、6.4ERに排出回避から生ずるERを含めるかについて、結論が出ていない。このため、SBSTAは、COP28(CMA5)に採択するためさらに検討を重ねて、その結論につき提案することとなっているが、カーボクレジット取引に関

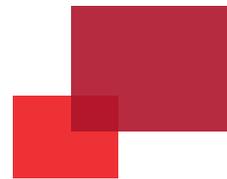
<sup>49</sup> 6.4 決定第 11 項の引用する第 9 項(b)においては、emission avoidance だけでなく conservation enhancement activity も含めている。

<sup>50</sup> 6.4 決定第 11 項

<sup>51</sup> 6.4 決定第 9 項(a)

<sup>52</sup> 6.4 決定第 9 項(b)

<sup>53</sup> 6.4 決定第 9 項(c)



連してその結果が注目される場所である。排出除去についても<sup>54</sup>、例えば DAC から発行される ER を 6 条の対象にできるかは、すでに DAC が商用化段階にある国にとっては影響の大きな問題であろう<sup>55</sup>。

## 9. おわりに

COP27 においては、第 6 条 2 項及び 4 項の実施ルール及び実施指針の運用細則が合意された。しかし、課題として、既述したように、たとえば、ITMOs あるいは 6.4ER の承認手続の詳細、排出回避、（排出除去を含め 6 条の対象、CARP の設計及び運用、国際登録簿との接続など、第 6 条 2 項及び 4 項の実施にあたっての手順、仕様あるいはフォーマットを含むインフラ体制構築について具体的あるいは技術的な問題についてなお確定できず、COP28 あるいはそれ以降に結論を繰り越したものも多い。また、情報共有や能力構築についても、インフラ体制を運用するために欠かせない要素であって、今後の研修やワークショップなどにおいても関係締約国の学習努力が求められる場所である。日本のイニシアティブで立ち上げた、「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」<sup>56</sup>はこの意味で貢献が期待される。

また、6 条 2 項及び 6 条 4 項の取引上の課題において述べた COP27 で合意に達しなかった諸点の解決は、カーボンクレジット取引の活性化、特にボラタリカーボンクレジット取引市場の行方に大きな影響を与えるものである。残された課題につき、COP28 において、明確な解決が望まれる。

<sup>54</sup> 排出回避が、予防的に CO<sub>2</sub> の発生を避けあるいは減少させる技術であるのに対し、排出除去は、すでに存在する CO<sub>2</sub> を除去する技術であり、典型的な例として、大気から直接 CO<sub>2</sub> を吸収するダイレクト・エア・キャプチャー (DAC) という技術がある。すでに米国をはじめ、DAC は実用化されつつある。

<sup>55</sup> COP27 においては合意されなかったものの、締約国当事者及びオブザーバーは、2023 年 3 月 15 日までに、排出除去活動についての意見を提出することを促されている。その意見には、①適切なモニタリング、②報告、③排出除去の算定方法、クレジット期間、④除去の失敗に対する対応、⑤漏出の回避、⑥その他ネガティブな環境及び社会的インパクトの回避を含めるものとされている。

<sup>56</sup> [https://www.env.go.jp/press/press\\_00786.html](https://www.env.go.jp/press/press_00786.html)